

会議名 (審議会等名)	第5回(仮称) こども参加条例検討部会		
事務局 (担当課)	川西市 こども未来部 こども政策課 内線(3441)		
開催日時	令和6年9月2日(月) 17:00~19:00		
開催場所	ハイブリッド方式(市役所4階庁議室、Zoom)		
出席者	委員	(部会長) 玉木委員 (委員) 小野委員、川中委員、藏原委員、大西委員、高田委員	
	事務局	こども未来部長 岡本敬子 こども未来部副部長 増田善則 こども未来部こども政策課長 柳本一志 こども未来部こども政策課 中村陵 こども未来部こども政策課 窪田裕一 こども未来部こども政策課 坂本拓麻 教育推薦部教育保育課長 三石 基文	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	7人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) こども・若者による意見表明の条例検討部会について (2) (仮称) こども・若者参加条例条文案について (3) その他 3. 閉会		

審 議 経 過 (要旨)

1. 開会 (17:00)

(事務局) 事務局通信の確認、資料の確認

(事務局)

ただいまより、第5回(仮称)川西市子ども参加条例検討部会を開会いたします。皆さま、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、ズームウェビナー市役所4階庁議室を併用したハイブリッド会議として開催しております。通信に関するトラブル等が生じる可能性もございますが、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。また、傍聴に関しても、会場とズームウェビナーの2パターンとなっております。開催に先立って、ミーティングアプリZoomによる参加及び通信の確認をさせていただきました。確認については、会議開始前に事務局で、映像及び音声により、委員本人であること、部会長及び委員相互間で映像及び音声の即時の送受信が適正に行われていることの2点について、確認が取れていますことを事務局からご報告いたします。

〈資料確認〉

当会議では、会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、録音させていただきますことをご了承いただきたく存じます。会場にてご参加の皆さまにおいては、発言の際にはマイクのご使用をよろしくお願いいたします。では、議事に入ります。ここからの進行は玉木部会長にお願いいたします。部会長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 子ども・若者による意見表明の条例検討部会について

(部会長)

議事の1つ目、(1) 子ども・若者の意見表明の条例検討部会について、事務局より説明をお願いいたします。

〈事務局資料説明〉

(部会長)

資料1について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員)

「ミライ」とカタカナで表記されているところがあります。唐突に感じますが、どのような狙いがあるのか教えてください。

(事務局)

「ミライ」という表現がカタカナであるということについて、次の前文の説明でも少しつながるところですが、「ミライ」や「ジブンイロ」という言葉をカタカナで表記しています。昨年度つくりました川西市の総合計画の中で「ミライ」あるいは「ジブンイロ」という言葉をカタカナで表現しております。そこを引用する形でカタカナの表記となっております。確かに委員がおっしゃるような唐突感もあるところですので、次の前文のところでカタカナ表記をどうするのかについては皆様でご協議いただければと思います。

(部会長)

8月は我々も参加させていただきましたし、確かに難しかったということはありませんでしたが、真剣に考えていただいたのではないかと思います。他にご質問がないようでしたら、資料1のほうはここまでにしたいと思います。

(2) (仮称) 子ども・若者参加条例条文案について

(部会長)

それでは、次に (2) (仮称) こども・若者参加条例条文案について、事務局より説明をお願いいたします。

〈事務局資料説明〉

(部会長)

ご説明ありがとうございました。前回からの修正点、委員の先生方のご意見を反映していただいたという説明でした。項目の見出しを変えたところも何か所かあったと思います。概ね中身については、大きな変更はないという理解をしております。ご意見等ございましたらいただきたいと思います。

(委員)

前文のところは非常にこどもたちの意見を取り入れており革新的でおもしろい感じがします。2点あります。前文に比べてその後の条文が、非常にやっぱり言葉が難しくてこどもたちが読んで理解できるのだろうかと思います。もう1つは、前回、努力目標的に表現されてるものが結構あったと思います。今回もまだ「努めるものとする」ということがたくさんあります。「努めるものとする」というのと、「行う」、「何々しなければならぬ」というのと、使い分けがちょっと違和感があります。この辺を教えてください。

(事務局)

まず1点目ですが、こども版として、わかりやすい内容で何らかを作成というものは検討しています。それを「こども版」という表現をするのか概要版とするのかはまだ未定です。おっしゃるように、条文については、こども・若者にはとっつきにくいところはあるというのは認識しております。ただ、条文、条例というものにつきまして、この条文の内容はできるだけわかりやすく努めているつもりなのですが、前文のように革新的な改革はなかなか難しいところもありますので、条文自体は硬い文章になってしまうのはやむを得ないところとご理解いただきたいと思います。2点目の努力義務と義務づけのところですが、内容を様々検討したのですが、なかなか全てについて義務づけというのは難しいところがあります。違いですけれど、それぞれの機関としてなすべきところであったり、どこまで強制できるのかというところを検討した結果こういった使い分けとなっております。「保護者」や「団体」に対して義務づけるのは難しいのではないかとと思うところで、逆に、「育ち学ぶ施設」などは一定の義務づけをすべきだろうというご意見をいただきまして修正を加えたところです。現在、努力義務になってるところについては、事務局、市としては義務づけにするのは難しいのという判断をしております。

(部会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。委員の専門分野もあると思いますので、その視点からのご意見をいただければと思います。

(委員)

前文について好感を持てるような感じを受けました。よいと思いました。「てにをは」になってしまうかもしれませんが、前文の2文目と3文目、「全てのこどもは」で始まる所と、「また、みんなそれぞれ」というところで、ここの2文だけ、主語に喋っていることとちょっと違う感じがします。「全てのこども・若者は権利を持っています」であれば、主語と述語が正しいような気がしました。そこが1つ気になりました。また、前文の1番最後の部分の「最もよいこと」というのは、こどもの最善の利益のことを優しく言い換えていると思うのですが、ちょっと捉えにくいのではないかと思います。じゃあ何がよいか申し上げることはできないのですが、そこが引っかかったところです。また、前文の最後に、私たちこども・若者の決意表明みたいになっているところで、「まちづくりに参加していきます」など、その行動についても条文の中にあってもよいのではないかと感じました。検討の余地があればお願いしたいと思います。もう1点、言葉の定義のところの6番の「育ち学ぶ施設」のところ、保育所から学校等ということで「等」があるのでよいのかもしれませんが、保育所の前の乳児、その辺のところは家庭ということで保護者のほうに入ってくるのかもしれませんが、市内全域で地域子育て支援拠点というのは、乳児、幼児

も育ち学ぶ施設でもあると思うので、入れていただくことで年齢がつながるのではないかと感じました。

(事務局)

ありがとうございます。この場で即答は難しいですが、いただいたご意見を踏まえて検討させていただきます。更にこれも含め、こども・若者部会のほうに提案していきたいと思います。

定義のところですが、「地域子育て拠点等」の表現ということで、今のところ「等」という言葉に含めているという考え方ですが、いただいたご意見も参考にもう一度、ここの定義については検討したいと思います。

(委員)

2つあります。16条のところでも周知啓発があります。ここまでいろいろな声を聞いたりしましたが、条例の施行からの流れを教えてくださいたいと思います。こどもに届くように考えておられると思いますが、「条例ができました」だけだと、多分届かないのではないかと考えています。どのような発信の方法を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

もう1つ、12条5番の中に「アウトリーチ」の部分を入れていただきました。ありがとうございました。私もよい表現が思いつかないのですが、アウトリーチ＝訪問ではないと思っています。情報を届けるところもそうですし、情報をキャッチアップできるところにあらかじめ提示しておくのもそうです。アウトリーチ＝訪問だけと捉えてしまわないようにしていただきたいと思っています。

(事務局)

まず、16条の周知啓発のところ、施行後の発信の仕方についてです。この条例につきましても、通常の条例よりも広く周知する必要があるというのは事務局としても認識しているところです。何らかの形で広く周知するような手段を取りたいとは思っております。ただ、具体的にどのような手段を取るかということについては、現時点では決まっておりません。明言はできませんが、何らかの形で周知発信に努めてまいりたいと思います。

また、アウトリーチにつきましても即答はできませんが、いただいたご意見も参考に、改めて内容を検討したいと思います。

(委員)

いくつかあるのですが、まず、「こども」の年齢です。18歳未満は確かに18歳未満なのですが、先ほどお話の中でも出てきたように「生まれた時から」のはずです。なかなかそこまで大人は意識がいきづらいです。「妊娠中から権利がある」という考え方もあるというくらいですが、それはちょっと難しいので、誕生した時からもう権利を持っているのだということはどこかでもう少し表現しないと、意思表示ができる年齢になってというような伝わり方になってしまいます。それではもったいないと思いました。

また、第5条の「まちづくり及び多様な社会的活動」というものが、どういったことを指すのかということについては、今後、解説などがつくられた時に中身が書かれるとは思いますが、まちづくりの意味というのはすごく広いので、どういったことを指すのを確認しておきたいと思いました。「多様な社会的活動」ということの意味を確認したいです。

次に、第14条の2行目「こども・若者に出席する機会を与える」というのは上から目線なので、条例とはいえ別の表現のほうが良いと思いました。「機会を設ける」などが良いと思います。

次に、「検証と評価」の第18条です。「市が実施するこども・若者の意見表明等の機会に関する施策」ですが、今後どういったものが入ってくるのかということところがすごく大事だと思います。この条例の改正、改定について何か記載しなくてもよいのだろうかと思います。今後、こども・若者たちから、これは変えてほしいといった意見が出た場合、それをどのように取り扱うかといった規定はいらないのだろうかという疑問に思いました。意見の表明等の機会の施策ということと、改定です。条例のを変える時にどうするかについてお伺いしたいと思います。以上です。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。今ご回答することが難しく、検討しますというところが主なお答えになってしまうのですが、こどもの年齢については、18歳未満ではなく妊娠中から権利を持っているというところを明言するというところであったり、最後の18条について、改定について、どのような書き方が

できるか少し検討しないとお答えできませんので、少しお時間をいただくことになろうかと思えます。まちづくりの内容というご質問がありました。第5条のところでは、まちづくりというのは、確かに非常に幅が広く、広い概念になります。基本的には、参加条例の「参加」というところを、どこに参加するのかという根本のところでは、市の行う施策、市がやろうとしていることに対して、子ども・若者の意見を聞いた上で進めていくというところ、そういう機会をつくろうというところが、この条例の元々のコンセプトです。ただ、市の施策を表現にすると狭くなるので、まちづくりという幅広い表現を取っています。市が行うことに対して、子ども・若者の意見をしっかり聞いていこうというような考えで進めていくと考えています。

(事務局)

少し補足させていただきます。「まちづくり及び多様な社会的活動の参加」ですが、その前の定義のところでは、例えば「育ち学ぶ施設」、「団体」、「市民の声」など、行政が基本にはなってくるものの、いろいろな市以外の様々な団体の中でまちづくりに関わる活動をしていく、これまでご指摘があった地域コミュニティでのお祭りをする時に、そこに一緒に参加するといったようなことも含めて、広く市民全体のためにまちづくりを行うという視点でいろいろ参加できる機会があり、そういった経験を積み重ねていくことで、子ども・若者自ら意見を持ったり、まちづくりに対する認識が深まった上で、行政が行うようまちづくりに対してもご意見をいただくという、子どもたちの生活全ての流れの中でのまちづくり、主体的参加ということも広くは想定しています。その上での行政に対するまちづくりについては、義務規定のようなものも市には課した上で行っていきたいと考えています。

(部会長)

14条の表現の「与える」の部分と、条例の改正のところ、意見表明等の機会に関する施策の検証と評価、ここについてはいかがでしょうか。

(事務局)

14条の「与える」という表現については、ご指摘を踏まえ少し文言修正はできるかと思えます。検討させていただきたいと思えます。18条の「意見表明等の機会に関する施策」としましては、例えば、子ども・若者未来計画などは、計画策定ということと考えたとするならば、アンケートを取る、パブリックコメントに参加していただく、検討の中でのワークショップに参加していただくなど、主な計画策定においてはそういったことが1つ考えられるのではないかと思えます。また、既に行っている個別の取り組みの中でも、実際の子どもたちの意見を直接聞いてみるなど、様々なことが考えられると思えます。条例の改正の規定ですが、一般的には市が策定するもので、あまり改正の規定というものは設けられてはおりませんが、改正の規定がなかったとしても、評価、検証の中で条例の改正みたいなものが必要になってくるのであれば、その段階でそういうことも考える必要があると思えます。

(委員)

検討できることがありましたら、引き続きご検討のほど、よろしく願いいたします。

(委員)

その上で、前文につきまして4つ意見を申し上げさせていただきます。また、1つ質問をさせていただきます。まず、前文ですが、この「私たち子ども・若者は」という主語で始まるというのは、確かに最初に見た時は違和感がありましたが、この条例の趣旨に鑑みて、素敵な内容になるのではないかという期待も膨らみました。ただし、この前文の前段を書くほうがよいのではないかというのが1つ目の意見です。というのは、これでは市の意思、あるいは大人の意思みたいなものはまったく見えてこないというところがあり、子ども・若者たちがこういうまちづくりをしてほしい、していきたいという意思、考えというのは伝わってくるのですが、行政側や大人の側がどう考えているのかは見えてきません。川西市というまちで、この条例をつくる意味合いや意義もちょっと見えていないということがあると思えます。ですので、この前文の前に、川西市はこの間、子ども・若者の政策に非常に熱心に取り組んできたのだといった経緯、そして私たちは今回、子ども基本法の成立なども受けて、新たにこうした条例をくり、より子どもの権利の保障に取り組んでいくのだということを、大人の側も宣言をした上で、この子どもや若者の宣言に続いていくというように構成してはどうかと思っております。大きな変更になりますので、今すぐに即答することは難しいと思えますが、ご検討の中に入れていただければと思っております。

2つ目です。先ほど「ミライ」という表記や「ジブンイロ」という表記がカタカナで、それについてどう考えるべきかというやり取りもございました。川西市の独自性というのが、そこで表現されているとも読める反面、やや耐久年数に懸念はあったと思います。例えば、10年後にこれを読んだ時に、これ何だという話とか、その時の川西市の総合計画ではもうまったく見ないような言葉になっているとしたら、ちょっと浮いてしまう可能性があります。言い換えたらどういう表現になるのかというバージョンもご用意いただき、両方を並べた上で最終的な検討に臨んだほうがよいのではないかと思います。これが2点目でした。

3点目です。「こども・若者は」という文章から始まるところで、1番目は「ミライへの大きな可能性を秘めています」と書いていて、確かにそうなのですが、ちょっとこの文章だけだと、こども・若者は未来の主体であるとミスリードしかねないと思います。そういうこと言ってるわけではないのはわかりますが、ミスリードしかねません。現在も既に力を持って、その力を発揮して、まちをつくっていく、あるいは社会をつくっていく主体なのだということが前提のものでありますから、未来にだけ向いているような表現というのはちょっと注意が必要だと思います。現在もこの権利の主体なのだ、そういう力を発揮しているのだということをきちっと謳ったほうがよいというのが3点目です。

4点目は、箇条書きで「私たちこども・若者は自分の意見や考えを表明する時は」と書いてあるのですが、大事に扱ってほしいということと、結果を教えてほしいという、その思いも多かったと思います。意見を言って、大事に聞きました、それで終わりでは困るということもあったと思います。大事に扱って、その結果もきちんと教えてほしい、そういうことかと思えます。もう1つ、前回のこども・若者部会の中でも出ておりましたし、今日共有されましたアンケートで出ていたのですが、意見を伝えるところをわかりやすく示してほしい、教えてほしい、そういう意見もあると思います。あまり加え出すときりがありませんが、その点も加えてはどうかということを一意見として申し上げさせていただきました。以上4点が意見です。

質問は、この箇条書きになっているところの並びの順番の意図です。否定的なところから始まっているようにも見えるのですが、何か意図があるのであれば意図を示してほしいと思えました。時間軸のようで、でも時間軸でもないところもあります。

本文の方はそんな多くないのですが、3つ細かいところがあります。

まず、第2条第4項で、「声を聞かれにくい状況にあるこども・若者の定義」が示されています。「生活環境等」と本文中にあります。加えて、「生活環境・社会環境等」というようにできないかというのが意見です。と言いますのは、生活環境というと、どちらかというとおそらく経済的な困窮がイメージされやすいと思います。ヤングケアラーなど、そういうことが想定されやすいと思いますが、例えばジェンダーやセクショナリティといったものによって、意見が表明しにくいようなものは、こども・若者を取り巻く環境というよりは社会全体の環境でもありますので、社会環境という言葉に拘りは無いのですが、そういった要素の表現を入れたほうがよいのではないかと思います。

また、第3条第3項のところ、これは先ほど委員が指摘された14条のところと一緒にありますが、「意見を表明する機会が与えられる」となっています。「与えられる」というよりは、「設けられる」や「保証される」ということかと思えますので、ここは文言を修正していただければと思います。

最後、12条のところ、これは前回の委員会で申し上げたことですが、「市は、こども・若者施策を策定、実施、評価する時には」というところで、意見を聴取、反映する機会が設定されているのですが、この「実施」をどう読むかだと思います。市の側がこういったことをする時以外でも、こどもや若者が、市役所なり自分たちの周りの環境に対してもっとこうしてほしいと意見を言うことも大事な保証すべきポイントです。これがダメだということではなく、これに加えて、こどもや若者からの主体的な意見の表明みたいなものもちゃんと受けつけますということ、きちんと本文中に明記したほうがよいのではないかと思います。読み方によっては、そんな意図がないのはもちろん重々承知しておりますが、機会をちょっと制限するようにも読めなくもないので、それについてはご検討いただけたらと思います。

最後に、16条で「周知啓発」があります。主語が「市は」なので、これ以上書けないと思うのですが、おそらく実際にこれが推進されていく時には、市役所の庁内への周知啓発というのが鍵を握ってきますので、条文に書く話ではありませんが、その重要性があるということは改めて皆さんと共有、確認しておきたいと思えました。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。前文と条文についてご意見、ご質問をいただきました。回答できるところからいただければと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

まず、最初ご質問いただいたところです。箇条書きしている部分の並び方について、何かルールがあるのかというところです。基本的には、時間軸で考えておりましたが、委員のおっしゃるように時間軸に従ったものとも言い切れないところはありますので、並びについては検討させていただきます。

それ以外、ご意見としていただいた部分については、できる範囲で反映していきたいと考えております。すぐに変えられるところのご意見として、社会環境といったところは対応できると思います。前文の前段に書いたほうがよいというところは、少し枠組みから変わってくる場所ですので、慎重に検討させていただければと思っています。

12条については検討させていただきます。もちろん広く受け付けるという概念については、おっしゃる通りかとは思いますが、ここは少し手法の話にもなってくると思います。検討させていただきます。

(委員)

ぜひ、前向きにご検討いただきたいとお願いを重ねておきます。前文については、他の委員の皆さんもどう受け止められたのか、もし時間があるようでしたらお聞きしたいと思います。あくまで私の一意見に過ぎないところです。前文の構成を大きくいじるような提案でしたので、他の皆さんがどう受け止められたのかも気にはなっております。

(部会長)

ありがとうございます。前文に前段というのをつけたらどうかというご提案をいただきました。他の委員の先生方、いかがでしょうか。ご指摘の通り、確かに川西市としてというのがあり、それでこういうものをつくったということがあれば、とてもわかりやすいです。だからこそ、今後のこの前文が活かされるのではないかと思います。

また、表記の件ですが、先ほどのカタカナの表記についてご指摘がありました。「ミライ」と「ジブンイロ」というカタカナ表記です。総合計画と合わせているということだったと思いますが、別バージョンがあってもよいのではないかとご提案でした。私自身は、ここを読ませていただきますと、どうしてもカタカナには違和感があります。条例としてはどうなのかというのは、意見としてはありました。ここは漢字に統一してもよいのではないかと私としては思います。委員の先生方から、この2点についてご意見をいただければと思います。

(委員)

前文の件とカタカナ表記の件についてですが、総合計画は延々にはないのですよね。それが終わった時にどうなるのかというのは気になっているところです。他市でも、条例ではないのですが、市の総合計画のようなものを立てる時に、いかに陳腐化しない表現で立てるかということを考えます。長いので。行政のほうが出すたびに、委員が勝手な意見を言っていていつも困らせているのですが、なかなか陳腐化しないというのは難しいと思います。その辺りが、やはり私も正直すごく面白いのですが、ずっと残るものなのでカタカナはどうなのかということは思ったところです。それも、改正はどうなるのかという質問をさせていただきました。

また、前文の前に意図として、なぜこれをつくることになったのかということの説明するというのは、私も賛成です。それがないと、やはり何のためにこの条例があるのかということがわかりにくくなってしまいます。もちろん、解説には書いていますが、多くの方は解説から読まず、条例から見るので、その辺りはあったほうがよいと思います。市として、大人の目線として、なぜこれがいるのかという上で、こういうものが出てきました、こういったことを宣言しますというのが大事だと思いました。

(委員)

前文の前段の件については私も賛成です。私が前文を読んだ時に驚いたのは、この検討部会は最初からいろいろな調査があり、そしてこども部会に参加させていただき、これがどこに行くのだろうかという思いがあったので、それがここにきたのですごいなという感動がありました。それを前段で説明していただいたほうが、前文のこどもたちの言葉が生きてくるのではないかと感じます。

カタカナ表記については面白いと思ったのですが、先生がおっしゃったように、耐久性という問題があるのだとお聞きして目から鱗が落ちる思いでした。古臭いという感じになるのは避けたほうがよいと思います。

(委員)

カタカナ表記の部分ですが、先生がおっしゃるように5年後、10年に違和感が残るかと思います。「ミライ」のところですが、先ほど委員もおっしゃったように、未来に限定してしまうと、どうしても違う見方をされてしまう可能性もあるので、なくてもよいのではないかと思います。「ジブンイロ」の部分は、おそらく市長始め、ずっと出されてる部分だと思うので、変えた時に意図が変わるのではないかという印象もあります。別の表現で何がよいのかは浮かびませんが、違和感が残ります。前半の部分で言うと、その通りだと私も感じました。意図を含めたものはあったほうがよいと思います。個人的に思うのは、前段を1番前に入れるのか、せっかくここまで考えてこどもたちの意見を前面に押し出していこうとなっているので、前文の前にそれがきてしまうと、結局は大人の意見だということに私には見えてしまいます。それならば「目的」のところ、もしくは下のほうに載せたほうがよいのではないかと思います。大人が見た時に確かに違和感がありますが、こどもが見ると考えた時に、前文が先に出ないと、せっかくつくった目的が薄れてしまうのではないかという気はします。

(委員)

私も前段というのはすごく大切だと思ったのですが、場所については、私も「目的」のところに含めたほうがよいと思いました。「目的」のところがすごく長くなってしまうのでどのような形がよいのかわかりませんが、前文の前というよりは、「目的」のところがよいという印象があります。「ジブンイロ」については、個人的にはこのように攻める言葉はキャッチフレーズ的にも好きなのですが、ずっと延々語れるものでもないかと思います。1人歩きしてイメージだけが出てしまうと、もったいないと思います。

(部会長)

前段の部分で、まず川西市としての考えはちゃんと主張したほうがよいのではないかというところは一致していると思います。「目的」のところにしてもよいのではないかというところと、前段にしてもよいのではないかというご意見がいただいたと思います。川西市として、これをどのようにするのかというところを出したほうがよいということを委員はおっしゃったと思うのですが、その意図であっていますか。川西市として考えているものを出すというところが大事なのではないかというところで、先ほどご提案いただいたと理解はしてるのですが、その理解でよろしいでしょうか。

(委員)

意図としてはその通りです。ただ、今、委員の中からも、こどもや若者のこういった宣言や願いみたいなもの前に載せると、こどもや若者の声がちょっと後ろに下がってしまうのではないかという懸念は、確かにそういう側面もあると聞いていて思いました。「目的」に入れてしまうと、ちょっと目的が長大になってしまいますので、こどもや若者のメッセージを置いて、このメッセージはこういう条例策定の中で聞かれたこどもたち、若者たちの声として、これらの声を尊重して川西市は今回こういうものをつくろうとして、なぜならば、川西市はこの間、こどもの権利にこれだけ精力的に取り組んできたからであり、それで今回、以下の条文によって具体的にどのようにこどもや若者の意見表明の権利というのを保障していくのかを明らかとするものであるということで、文体はどのようでもよいのですが、全部「目的」に入れるのではなく、先ほど前段と言いましたが、逆に後段につけてもよいと思いますし、場所はどちらもあり得る話だと思います。他の委員の皆さんの意見聞いて、後段もありだと思いました。

(部会長)

ありがとうございます。川西市として、この条例をどのように考えるかというところはどこかに入れたほうがよいのではないかというのが委員としてのご意見かと思います。この点について、少しご検討いただければなと思います。

また、「ジブンイロ」の話があったかと思います。「ジブンイロ」は漢字にするだけでよいのか、表現を変えてもよいのかと個人的には思います。自分が感じる幸せとか、自分が願う幸せとか、そういう意味合いなのか、「ジブンイロ」という表現をそのまま使うのか、表現を変えてもよいのか、こども・若者が思うこともあると思いますし、川西市として考えていることもあると思います。この辺の検討もあってよいのではないかと思います。表記については、カタカナ表記というよりも、漢字表記のほうが望ましいのではないかという意見が出たと思います。ご検討いただければと思います。現在のところも入れていくというところのご意見もありました。この点についても検討していただきたいと思います。他に、これも入れておいたほうがよいのではないかということがあれば、委員の先生方にご意見い

ただきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

質問です。「ジブンイロ」というのは、総合計画ではどのように説明されたり、定義づけされたりして使われてるのですか。

(事務局)

総合計画の中では、「ジブンイロ叶う未来へ」といった形で、キャッチフレーズ的にも使われたり、総合計画の中で様々な市民の皆さんとも一緒に意見を出した中で出てきたキーワードと認識はしております。

(委員)

その言葉は、これから川西市は長期間にわたって、つまり第6次総合計画の話だと思いますが、第7次、第8次と継承していくようなコンセプトとして位置づけているものなのですか。それとも、そうではなく、この6次の中での位置づけという感じなのですか。条例というのはもっと長期スパンで存在するものですから、「ジブンイロ」というのを川西市としてどれぐらいのスパンで使うイメージで、今回、位置づけられておられるのですか。

(事務局)

今の第6次の総合計画の計画期間は8年で、令和14年3月までです。それ以降、第7次、第8次でこの「ジブンイロ」という言葉を使うかどうかというのは現時点では未定です。その時に、市民の方の意見をいただくという形になりますので、それ以降も使うかは現時点ではわかりません。

(委員)

今ちょうど動いている総合計画のもので、市民の皆さんや関わった皆さんの思いというのは、いろいろあって大切にしたい言葉だということだとは思いますが、ただ、繰り返しになってしまっていますが、条例というものの性質を考えた時に、特定の期間のもので終わる可能性があるのだとしたら再考したほうがよいと私は思います。行政計画と条例では位置づけが違うと思います。

(部会長)

ありがとうございます。いろいろな意味を「ジブンイロ」に込められたのではないかというように思います。ただ、本当にこれが10年、20年先に、この部分が少し浮いてるということがないようにしていただきたいと思います。検討をお願いしたいと思います。委員の先生方からのご意見があったかと思いますが、修正について検討した結果、委員のほうにはいつくらいにご連絡ができますか。今日の資料をこども部会のほうに提出をするということになっていると思いますので、今回、出た検討していただきたい事項の解明はできにくいかという感じを印象としては持っています。その次、13日のこども・若者未来会議での提示ということになるとは思います。前回のこども・若者未来会議のほうでは、条例について特に大きな意見はなかったと思います。意見表明の場をどうするのかというところがあり、条例の12条の辺りに入れていただいたと私のほうは理解しています。今回、たくさんご指摘があったと思うのですが、どれぐらいで我々の方に提示ができるのか教えてください。

(事務局)

9月14日に、こども・若者による検討会があります。ここに前文を含めて提出することになります。その前に提示できればと思いますので、9月12日を目処に、こちらとして検討できた範囲の中ではないかと思うのですが、反映できることや、また、前文についてどういう考えで9月14日のワークショップに臨むかというところはご説明したいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。そうすると、9月12日に委員に送っていただくということでよいですか。

(事務局)

はい。そこを目標にして調整したいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。その改定案を出していただいて、我々としての動きの話になってくるのですが、それを見させていただいて、意見を言う時はありますか。次の委員会は10月8日になっていますが、その辺のスケジュールはどうなりますか。

(事務局)

一旦、こども・若者による部会の前に、一定の考えをお伝えさせていただいた上で、その次が10月8日が第6回のこども・若者参加条例検討部会になります。この場でもう一度、ご検討いただいとということになりますので、10月8日に向けて、この1週間程度前に資料は送付させていただきまして、10月8日に議論いただいて確認できるような場になればよいと思います。

(部会長)

今日のご意見を受けて修正したものは9月12日に各委員の先生方に届いて、それについての意見は10月の8日に議論するという形になるということですね。ちょっと気になるのは、大きな変更は、こども・若者未来会議ではないとは思いますが、もしそこで意見が出た場合、最後の検討が必要ですね。もしそこで大きな修正を入れてほしいということが出た時に、この部会での検討は10月8日でよいのか少し心配しております。

(事務局)

少し議論をして、何らかの方針を出す場としては、やはり公開の場合になりますので、そこは10月8日になります。ただ、その当日の意見が円滑に進むように、事前に少し説明をさせていただくことはできると思いますので、そこはまたご相談をさせていただけたらと思います。

(部会長)

委員の先生方、いかがでしょうか。日程が結構大変なことになっていますので、委員の先生方にご負担をおかけすることになると思います。お話があったと思うのですが、各条例についての説明をするという話があったと思います。これは10月8日には間に合わないのではないですか。

(事務局)

はい。申し訳ないのですが、10月8日には難しいかと思っております。10月8日までいただいた意見も踏まえて、そこに事務局としての情報も入れたものをそれ以降につくっていくような形になるかと思っております。

(部会長)

その辺りのところは、10月8日の時には口頭で説明を入れていただくということで、できる範囲でしていただければと思います。いかがでしょうか。時間的には、今日、事務局のほうに伝えていただいて、検討していただくことが最後だという印象があります。ここが気になるというところがあれば、ご指摘いただきたいと思います。

これはご提案になるのですが、表現の部分も何点かご指摘があったと思います。今すぐには案としては出なかった部分があったとしても、こういう表現はどうかというような受付は可能ですか。今、先生方から出なければ、それはそれでよいのですが、こういう表現はどうかという提案がこちらはできることもあるかもしれないので、受付をいつまでにするのか、そもそもそれが可能でしょうか。

(事務局)

可能です。

(部会長)

やはりつくる以上、しっかりしたものをつくっていきたいと思います。また、こども・若者の皆さんが参加できる、意見表明ができるためにはこういうことが必要なのではないかと、これも追加がしたほうがよいということがありましたらお願いしたいと思います。ここで出なくても、その後もご意見を募集するというところでよろしいですね。

(事務局)

はい。大丈夫です。

(委員)

私から1点、前文の印象がどうしてもすごくキラキラしたイメージがあり、それはすごく大事だと思うのですが、やはり周囲の人たちは、生活困窮、生活保護を受けておられる方、いろいろな方がおられます。正直に言うと、キラキラしたものに対して抵抗感というか、やはり自分は阻害されている、未来や希望を持ってない、夢を持ってないというような状況にある方もおられると思います。そういう意味で、この前文の後半のところで、「寄り添ってほしいです」というところがあるのはとてもよいと思うのですが、どうしてもやはり前文のところが「言う」「発言する」というところに限定されているという印象は受けます。第何条からのところで、「参加も1つの方法です」と書いていると思うのですが、言葉にはできないが行動はできるということももいます。要は、語れないけれど動くことはできる。ありのまま受け止めてほしいというところで、私たちが支援の時にドゥーイングではなく、ビーイングを受け入れようという考え方があります。そこの考え方がないと、何かするなら応援するよといった印象を受けて、結局、今の自分は受け入れられないという印象を受けてしまいます。「言う」だけにせず、参加する、今の状態を受け止めていきますといった表現があると、しんどい状況のこどもたちも受け入れられているのかな、自分もそういう機会が出てくるのかなというような希望が持てるのではないかと思います。その辺りが少し入ればよいという思いはあります。

(部会長)

ありがとうございます。ご提案いただきました。

(事務局)

ありがとうございます。とても大切な視点かと思い聞いておりました。こちらもしっかり受け止めたいと思っております。

(部会長)

他にご意見ありますでしょうか。よろしいですか。次の10月の8日の部会での最終的な意見、こちらからの原案を提出するということになると思います。それでは、今日はここで議論のほうを終了したいと思います。事務局の方にお返ししたいと思います。

3. 閉会

(事務局)

委員の皆様、活発なご議論、ご意見、誠にありがとうございます。次回の第6回の会議は10月8日火曜日の18時30分からの開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の第5回（仮称）こども参加条例検討部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上